

鳥取県告示第25号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール日吉津
西伯郡日吉津村大字日吉津1157
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
株式会社ひえづ物産 代表取締役 石 操 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称
変更前 イオン日吉津ショッピングセンター
変更後 イオンモール日吉津
- 4 変更年月日
平成23年11月21日
- 5 変更する理由
小売店舗の名称を変更したため
- 6 届出年月日
平成23年12月26日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間
平成24年1月17日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局
西伯郡日吉津村日吉津872-15 日吉津村建設産業課
- 10 意見書の提出
日吉津村の区域内に居住する者、日吉津村において事業活動を行う者、日吉津村の区域をその地区とする商工会その他の日吉津村に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。